

2021（令和3）年2月22日

保護者並びに関係者の皆さん

社会福祉法人細山田保育園

理事長 濱上 博幸



お詫び

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

一部報道等にてご存じの方もおられることと存じますが、当法人は令和2年12月18日より鹿屋市の特別監査を受けております。

このような事態となった経緯の詳細については、法人より別途ご説明いたしますが、ひとえに理事長である私、濱上博幸の不徳のいたすところでございます。

私が法人運営に携わってから、地域福祉、教育向上のため様々な事業を精力的に実施して参りました。具体的には、保育園から認定こども園への移行をはじめ、放課後児童クラブ施設整備、園庭拡張、駐車場整備など多角的に事業の幅を広げて参りました。けれども事業整備を急ぐ余り、事業拡大に伴う資金の借入や不動産の売買等、本来ならば、法人役員の皆さんと協議した上で決定しなければならない事項を、その都度、理事会を開催してお諮りすることもなく、理事長専決にて実施するようになっておりました。また、専決した事項について理事会等への報告も怠っていました。

加えて、法人と個人との分別を見失い、混同した財産管理を行うとともに、法人の私物化と捉えられても仕方のない資金借入や物品購入、経費の私的流用等を繰り返していました。

今回の特別監査を契機として、行政並びに役員の皆さんから私の認識の甘さや独善的行為等の問題点を指摘されるまで自身の愚行に気付かず、常識的な善悪の判断能力さえ喪っていたことは痛恨の極みです。

また、当初、事実と異なる報告を行うなど、特別監査に対して誠実に対応せず、監査に混乱を招いてしまったことも併せて深く反省する次第です。

幸い、法人の運営及び財産に取り返しのつかない支障が生じる前に、本特別監査の実施によって問題点が発覚いたしました。このことにより、私が過去数年にわたり理事長として行った種々の不適切行為により、法人の信用、信頼を著しく失わせてしまったことは、到底許されるものではありません。

したがって、自身が犯した間違いの責任をとるため、令和3年1月に理事会及び評議員会に対して進退伺を提出しておりましたが、同年2月15日開催の理事会・評議員会において、「同月末をもって理事長及び理事の職を解任するとともに、細山田こども園園長職も辞任すること」が決議されました。

理事会・評議員会の議決を重く受け止めるとともに、自らの為したことについての責任を痛感しております。

このたびは、園児、保護者をはじめ多くの関係者の方々に不信の念と様々なご迷惑をおかけしましたこと、改めて心より深くお詫び申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

敬具

2021（令和3）年2月22日

保護者並びに関係者の皆さん

社会福祉法人細山田保育園

評議員・理事・監事



鹿屋市による特別監査実施に至る経緯及び理事長に対する処分について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、この度、関係者の皆さんにご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、改めてお詫び申し上げます。

さて、去る令和2年12月18日より、当法人は、鹿屋市による特別監査を受けておりますが、その経過や当法人の調査により明らかになった事実、結果に基づいて行った処分等について、下記のとおり、ご報告いたします。

今回のような事態が二度と生じないよう、今後は法令を遵守し、社会福祉法人の理念に沿った適切な運営を行っていく所存です。引き続き、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

第1 特別監査に至る経緯及び経過について

1 令和2年5月に行われた令和元年度の決算処理の際に、法人会計未計上（以下簿外）の通帳及び借入金のあることが判明しました。

このことに係る法人の調査において、理事長からは「平成29年度、放課後児童クラブ施設整備にかかる資金を個人で用意する予定であったが、個人より法人名義の方が煩雑な手続きなく借入が可能との認識から、法人名義で簿外借入を行い、返済については理事長が個人で利息を負担し返済していた」との説明がなされました。

このことについて6月以降複数回行われた鹿屋市による聞き取りや監査でも簿外借入の詳細は判明しませんでした。その後、監事、理事が改めて聞き取り等の調査を行った結果、過去数年に渡り「経理規程」に違反する資金の管理、使途不明の出金等のあることが確認されました。また、保育料等の現金による取扱い及び管理、支出費目不明の園長への仮払金、運用実態不明の借入金等のあることが判明したため、令和2年12月18日に鹿屋市による特別監査の実施に至りました。

更に、特別監査中に監事・評議員が行った調査、聞き取りの中で、理事長独断による借入金、車両リース契約、土地売買契約等が判明し、しかもその一部は社会福祉法人の運営とは無関係な、理事長個人の用途に係るものであることが露見しました。また、簿外借入や使途不明の出金の一部を、理事長は私的流用していたにもかかわらず、その事実を隠蔽するため鹿屋市並びに理事・監事・評議員に対し、事実と異なる説明を行っていたことも明らかになりました。

- 2 上記調査結果を受けて、令和3年1月18日、法人評議員・理事合同会にて、改めて事実関係を確認・協議。理事長の独断による借入金、車両リース契約、仮払金等の内容を整理し、鹿屋市へ詳細を報告いたしました。

その後、令和3年1月29日付けで鹿屋市より「特別監査結果通知」が発出され、同通知における改善指示事項への対応を行ってまいりました。

そして、同年2月15日の法人評議員・理事合同会にて、上記改善指示事項について協議の上、改善計画を策定いたしました。また、同日、今回の特別監査及びその調査によって明らかになった事実関係を前提として、2月末を以て現理事長（理事）の解任及び園長辞職、併せて3月から人事を刷新し、新体制にて法人運営を行うことを決議しました。

これらについて、令和3年2月19日付けで鹿屋市に対して報告書を提出しております。今後においても、鹿屋市の指示に従い、誠実に特別監査に対応していく所存です。

なお、後任の理事長、園長については、近日中に評議員会、理事会を開催し、選任する予定です。

第2 理事長の解任について

前記のとおり、令和3年2月末付けで現理事長・濱上博幸の理事長及び理事の解任が決議されました。その理由の詳細は以下のとおりです。

- ① 過去複数年にわたり「経理規程」の定めに反し、徴収した保育料等の現金を預金口座に入金せず、しかもその一部を私的に流用していたこと
- ② 過去複数年にわたり、適切な手続きを経ず、自身への仮払金支出を行っていたこと
- ③ 理事会の決議を経ず、独断で法人未計上の通帳を作成、並びに借入を行い、自身が流用した保育料の補填や借入金返済に充てていたこと
- ④ 理事会の決議を経ず、理事長の個人使用目的で、法人名義の車両リース契約を締結していたこと
- ⑤ 特別監査及びその前後になされた調査において、鹿屋市及び当法人役員に対し、虚偽の報告や証拠書類の偽造並びに隠蔽を行ったこと

なお、理事長が私的流用した金員は、年度内に全額返金しており、令和3年2月1日現在、当法人において損失は発生していないことを申し添えます。

以上